

令和3年2月19日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 市民部

市民交流課

監査の結果	<p>公共自転車等駐車場の在り方の整理・見直しについて</p> <p>東海旅客鉄道株式会社から年間約160万円で賃借している津新町駅北公共自転車等駐車場について、定期的に現地確認を行ったところ、区画によっては年間を通じて日中の利用がほとんどなく、有効利用されているとは言えない。利用者ニーズ、費用対効果を勘案し、同駐車場の在り方について整理・見直しを促したい。</p>
措置の内容	<p>令和6年8月から大門・丸之内地区の官民連携まちづくりの社会実験として、本駐車場の空き区画を利用したシェアサイクル事業が実施されており、令和7年度も継続実施されている。</p> <p>本駐車場は、現在、日常利用の駐車が増加傾向であることに加え、実験結果による今後のシェアサイクル事業化の可能性があること、さらに、地権者である東海旅客鉄道株式会社から「返還後、再度賃貸借の申出に応じることは困難である。」との見解が示されていることを踏まえ、現行のままとする。</p>

(2) 商工観光部

商業振興労政課

監査の結果	<p>不適正な補助金審査について</p> <p>商業振興（商店街等新規創業支援）事業補助金について、当該補助金の交付に当たり、津市商工業振興等関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、商店街等新規創業支援事業に係る取扱要領（以下「取扱要領」という。）、令和2年度商店街等新規創業支援事業補助金募集要項（以下「募集要項」という。）及び令和2年度商店街等新規創業支援事業補助金本審査票（以下「本審査票」という。）を定め、これらに基づ</p>
-------	---

	<p>き交付事務を行っている。</p> <p>取扱要領については、令和2年7月27日に改正したにもかかわらず、同月31日付け津市大門商店街商業協同組合からの応募に対し、募集要項及び本審査票を改正せず、改正前の規定により募集及び審査を行い、補助金を交付していた。</p> <p>また、取扱要領第10条第4号アにおいて提出しなければならないと規定されている印鑑登録証明書は提出されていなかった。</p> <p>加えて、取扱要領第14条第4号において補助金交付決定通知を受けたものが提出しなければならないと規定されている空き家・空き店舗等の写真（施工後）は提出されておらず、商業振興労政課職員が撮影した写真が添付されていた。</p> <p>これらのことは、書類等の審査が適正に行われているとは言えず、速やかに所要の措置を講じられたい。</p> <p>なお、提出された改装前の写真では、適正に改装の確認ができないことや、昼間の営業の実態について、事業者へ売上傳票、食材仕入れのレシート等を求めたが提出されず、従業員の勤務状況書類も勤務時間までは確認できなかった。</p>
措置の内容	<p>津市商工業振興等関係補助金交付要綱の見直しを行い、商店街等新規創業支援事業に係る取扱要領等については廃止し、令和4年度より新たに津市商店街等新店舗誘致奨励金の制定を行った。</p> <p>この見直しにより、これまで添付書類として義務付けていた印鑑登録証明書に代わり、新店舗の不動産登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写しと賃貸借契約書又は売買契約書の写しの提出を義務付け、賃貸借人の確認を確実に行うことができるよう見直した。</p> <p>また、改装費に係る一時金については廃止するなど補助内容を見直し、事業者の出店又は営業に要する経</p>

費となる、設備修繕費、看板製作費、広報宣伝費、備品購入費、消耗品購入費、通信運搬費、人件費、原材料費等を補助対象とした。

実績報告書の提出時に、新店舗の年間営業日、営業時間及び休業日を記載した営業日報の提出を義務付けるとともに、営業していることが確認できる店舗の外観及び内観の写真を義務化した。さらに、職員が新店舗に出向き、補助対象箇所の確認を行うこととした。

当該奨励金の審査に当たっては、令和4年4月1日に施行された津市補助金審査事務規定に基づき、審査事務手続きをすすめ、適正な事務を行っている。

【津市商店街等新店舗誘致奨励金交付実績】

令和6年度 1件 20万円

令和7年度 1件（交付申請手続き中）